

第 88 号議案

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例設定  
について

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 26 年 9 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例  
(八王子市保健所関係手数料条例の一部改正)

第 1 条 八王子市保健所関係手数料条例（平成 19 年八王子市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

## 改正後

別表（第2条関係）

- 1 （略）  
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～6 6	(略)	(略)	(略)
6 7	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> （昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	1件につき 34,100円
6 8	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> 第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
6 9	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> 第12条第1項及び <b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b>	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	1件につき 7,200円

## 改正前

別表（第2条関係）

- 1 （略）  
2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～6 6	(略)	(略)	(略)
6 7	<b>薬事法</b> （昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	薬局開設許可申請手数料	1件につき 34,100円
6 8	<b>薬事法</b> 第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
6 9	<b>薬事法</b> 第12条第1項及び <b>薬事法施行令</b> （昭和36年政令第11号）第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品（同令 <b>第3条第3号</b> に規定する薬	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	1件につき 7,200円

	<p><b>行令</b>（昭和36年政令第11号）第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品（同令<b>第3条</b>に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>					
70	<p><b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b>第12条第2項及び<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項</b>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>1件につき 4,400円</p>			
71	<p><b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b>第13条第1項及び<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項</b></p>	<p>薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料</p>	<p>1件につき 13,800円</p>			
	<p>局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>					
70	<p><b>薬事法</b>第12条第2項及び<b>薬事法施行令第80条第4項</b>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>1件につき 4,400円</p>			
71	<p><b>薬事法</b>第13条第1項及び<b>薬事法施行令第80条第1項第2号</b>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料</p>	<p>1件につき 13,800円</p>			

	第2号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査		
7 2	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> 第13条第3項及び <b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第8項</b> の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1件につき 7,600円
7 3	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> 第14条第1項及び <b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項</b> 第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売品目承認申請手数料	1件につき 140円
7 4	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び</b>	薬局製造販売医薬品製造販売品	1件につき 140円

7 2	<b>薬事法</b> 第13条第3項及び <b>薬事法施行令第80条第4項</b> の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	1件につき 7,600円
7 3	<b>薬事法</b> 第14条第1項及び <b>薬事法施行令第80条第1項</b> 第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売品目承認申請手数料	1件につき 140円
7 4	<b>薬事法</b> 第14条第9項及び <b>薬事法施行令</b>	薬局製造販売医薬品製造販売品	1件につき 140円

	<b>安全性の確保等に関する法律</b> 第14条第9項及び <b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</b> 第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	目一部変更承認申請手数料	
75	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> 第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	1件につき 34,100円
76	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> 第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
77	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> 第39条第	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	1件につき 34,100円

	第80条第1項第1号の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	目一部変更承認申請手数料	
75	<b>薬事法</b> 第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	1件につき 34,100円
76	<b>薬事法</b> 第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	1件につき 12,700円
77	<b>薬事法</b> 第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は <b>賃貸業</b> の	高度管理医療機器等販売業又は賃貸業許可申請手数料	1件につき 34,100円

	1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査		
78	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	1件につき 12,400円
<u>79</u>	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 施行令第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付の申請に対する審査	薬局開設許可証の書換え交付申請手数料	1件につき 2,500円
<u>80</u>	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> 施行令第1条の6第1項及び第2項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付の申請に対する審査	薬局開設許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,500円
<u>81</u>	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び</u>	薬局製造販売医薬品製造販売業	1件につき 2,400円

	許可の申請に対する審査		
78	<u>薬事法</u> 第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	1件につき 12,400円
<u>79</u>	<u>薬事法</u> 施行令第5条第1項及び第4項並	薬局製造販売医薬品製造販売業	1件につき 2,400円

	<b>安全性の確保等に関する法律施行令</b> 第5条第1項及び第4項並びに第12条第1項及び第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の書換え交付の申請に対する審査	又は製造業許可証書換交付申請手数料	
<b>8 2</b>	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</b> 第6条第1項及び第5項並びに第13条第1項及び第5項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の再交付の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付申請手数料	1件につき 3,400円
<b>8 3</b>	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</b> 第45条の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の書換え交付の申請に対する審査	医薬品販売業許可証の書換交付申請手数料	1件につき 2,500円
<b>8 4</b>	<b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令</b> 第45条の規定に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証	1件につき 2,400円

	びに第12条第1項及び第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の書換え交付の申請に対する審査	又は製造業許可証書換交付申請手数料	
<b>8 0</b>	<b>薬事法施行令</b> 第6条第1項及び第5項並びに第13条第1項及び第5項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証の再交付の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付申請手数料	1件につき 3,400円
<b>8 1</b>	<b>薬事法施行令</b> 第45条の規定に基づく <b>薬局開設又は</b> 医薬品の販売業の許可証の書換え交付の申請に対する審査	<b>薬局開設許可証又は</b> 医薬品販売業許可証の書換交付申請手数料	1件につき 2,500円
<b>8 2</b>	<b>薬事法施行令</b> 第45条の規定に基づく高度管理医療機器等の	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証	1件につき 2,400円

	する法律施行令第45条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付の申請に対する審査	の書換交付申請手数料			販売業又は貸与業の許可証の書換え交付の申請に対する審査	の書換交付申請手数料	
<u>85</u>	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付の申請に対する審査</u>	医薬品販売業許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,500円		<u>83</u> <u>薬事法施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付の申請に対する審査</u>	<u>薬局開設許可証又は</u> 医薬品販売業許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,500円
<u>86</u>	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付の申請に対する審査</u>	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,400円		<u>84</u> <u>薬事法施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付の申請に対する審査</u>	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可証の再交付申請手数料	1件につき 3,400円
<u>87～103</u>	(略)	(略)	(略)		<u>85～101</u>	(略)	(略)

第2条 八王子市保健所関係手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----



## 別表（第2条関係）

1 （略）

2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～ 100	(略)	(略)	(略)
101	(略)	(略)	(略)

## 別表（第2条関係）

1 （略）

2 申請等手数料

	事務	名称	金額
1～ 100	(略)	(略)	(略)
101	(略)	(略)	(略)
102	東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号）第21条第1項の規定に基づく犬又は猫の引取り	犬の引取手数料	生後91日以上で体重が50キログラム以上 1頭につき 5,800円 生後91日以上で体重が50キログラム未満 1頭につき 3,000円 生後91日未満 1頭につき 600円
		猫の引取手数料	生後91日以上 1匹につき 3,000円 生後91日未満 1匹につき 600円
103	東京都動物の愛護及び管理に関する条例第21条第3項、第22条第1項又は第23条第1項の規定に基づく引取り又は収容した動物の返還	返還に要する費用 飼養管理に要する費用	1頭、1匹又は1羽につき 3,200円 1頭、1匹又は1羽につき1日当たり 680円

## 附 則

この条例中第1条の規定は平成26年11月25日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。